藤沢市地域温祉計画 2026

共に支えあい 安心して暮らせるまち 一人ひとりが主役 ふじさわ 概要版 2021年(令和3年)3月

藤沢市

1 地域福祉計画とは

(1)計画の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項第 1 号から 5 号に基づき、地域住民等と行政が協働し、 地域福祉の推進や地域生活課題への解決に向けて取り組むべき事項を定める計画です。

本市では、2004年度(平成 16 年度)に地域福祉計画を策定後、国や県の動向、市の取組状況等を反映し、計画をより時代の変化や地域特性に合ったものにするため、改定を行ってきました。

(2)計画の期間

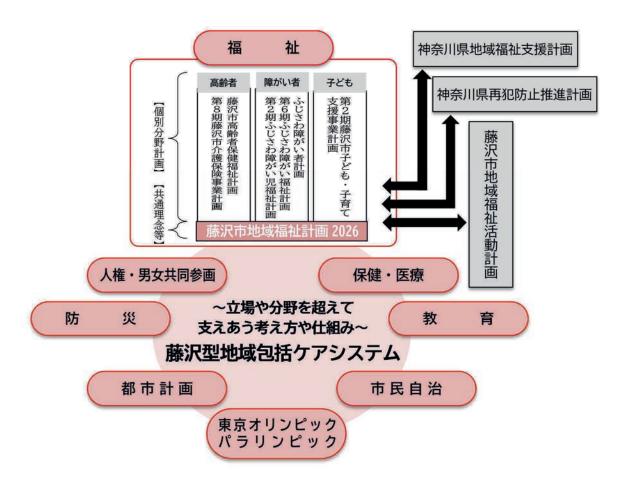
計画の期間は、2021 年度(令和3年度)から2026年度(令和8年度)までの6カ年です。

(3)計画の位置づけ

社会福祉法において、地域福祉計画は高齢者、障がいのある人、児童等の福祉の各分野における共通 的な事項を盛り込む計画として位置づけられています。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進するため、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や方向性を踏まえ、地域福祉を総合的に推進していけるよう、各個別分野計画と理念の共有を図ります。

また、「神奈川県地域福祉支援計画」、「神奈川県再犯防止推進計画」、市社会福祉協議会において作成 した「藤沢市地域福祉活動計画」との整合を図ります。



2 計画の策定にあたって

2025年(令和7年)には、団塊の世代がすべて75歳以上のいわゆる後期高齢期に入り、2040年(令和22年)には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期に入ります。少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中、社会情勢の変化により、地域で相互に支え合う「地縁」の希薄化が進み、世代間の意識の違いも広がっています。

国ではこれまで、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実を図ってきましたが、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立や虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア(育児と介護を並行して行っている状態など)、いわゆる 8050 問題(高齢の親が社会的に孤立している子の生活を支えている状態、それに伴う社会問題)のように様々な分野の課題が同時にいくつも重なりあい、複雑化しています。こうした公的な支援制度だけでは対応が難しいケースに対しては、住民の一人ひとりが、「他人事」ではなく、「我が事」と捉え、主体的に活動することがこれまで以上に求められます。

(1)国の動き

①持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版、SDGsアクションプラン 2020 (2019 年(令和元年)12 月 20 日決定・策定)

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをめざし、17のゴールと169のターゲットを設定しています。日本においても、「SDGsアクションプラン2020」が策定され、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現につなげる政府の具体的な取組が盛り込まれています。市町村においてもSDGsの達成に向けて各種取組の促進が求められています。



②新しい生活様式への順応

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、これからは「新しい生活様式」に順応していくことが求められています。一人ひとりが基本的な感染対策を実践するほか、日常生活の中で新たな生活様式やスタイルを取り入れていく必要があります。



(2)地域共生社会に向けた法改正

①地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(2020年(令和2年)6月成立、2021年(令和3年)4月施行)

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2020年(令和2年)6月に成立しました。

市区町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに 対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「重層的支援 体制整備事業」が創設されます。

地域共生社会とは?

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

重層的支援体制整備事業とは?

市町村における、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のこと。

①相談支援(属性や世代を問わない相談の受け止め/多機関の協働/アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援(既存の地域資源の活用方法の拡充)③地域づくりに向けた支援(世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保)を一体的に実施することを想定しています。

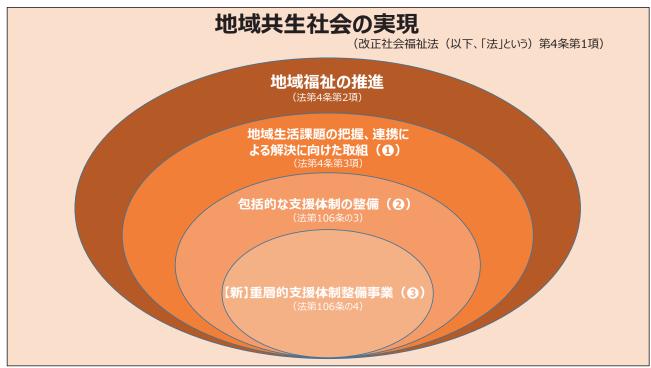
(3)「藤沢型地域包括ケアシステム」との関係性

「藤沢型地域包括ケアシステム」では、子どもから高齢者、障がいのある人、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13 地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支えあいの地域づくり」を進めています。本計画においても、この考え方を踏まえ、計画を策定しています。

3つの基本理念

- (1) 全世代・全対象型地域包括ケア
 - 子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現します。
- (2) 地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくり 13 地区ごとに、地域で培った文化・歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくりを進めます。
- (3) 地域を拠点とした相談支援体制 支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制を確立します。

≪包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ≫



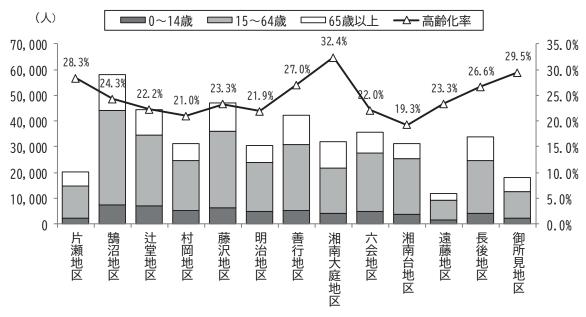
	法の規定	市の取組
●地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取組(法第4条第3項)②包括的な支援体制の整備(法第106条の3)	 ●福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題 ●地域からの孤立、社会参加の中で生じる課題・把握・連携して解決を図る体制づくり ●地域住民の活動の場・交流する拠点の整備 ●住民の困りごとを、分野を問わず包括的に受け止める場の整備 ●相談支援機関の協働とネットワークの整備 	『藤沢型地域包括ケアシステムの推進』 ・6つの重点テーマ 【包括的な支援体制の整備にかかる主な取組】 ・地域の縁側 ・コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の活動 ・地域包括支援センター (いきいきサポートセンター) における幅広い相談支援など ・誰もが気軽に集まれる場 ・分野を超えた相談支援 ・生活困窮者支援を通じた体制整備 (多機関連携)
③(新)重層的 支援体制整備事業 [※] (法第 106 条の 4)	●相談支援(包括的相談支援事業、 多機関協働事業、アウトリーチ等を 通じた継続的支援事業)●参加支援事業●地域づくり事業	※❸は既存の取組を整理し、2022 年度 (令和 4 年度)の実施に向け調整中

(4) 藤沢市の推進課題

①本市の人口構造【住民基本台帳人口(2020年(令和2年)4月1日現在)】

本市全体の総人口は、2020 年(令和 2 年)4 月 1 日現在、436,466 人となっており、65 歳以上の高齢者人口は 106,649 人、高齢化率は 24.4%となっています。

行政区域(13地区)別にみると、総人口や高齢化率など、地区によって人口構造に大きな違いがみられます。



②近所づきあいや地域活動への参画について【地域福祉に関するアンケート調査(2019年)】

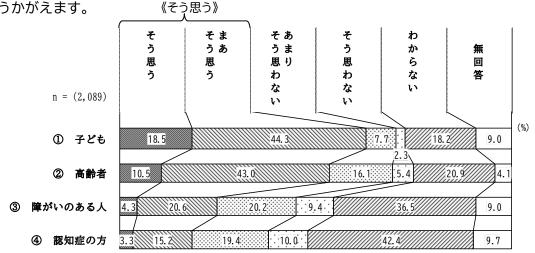
近隣との日頃のつきあい方は、「困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度」や「たまに立ち話をする程度」は60代、70代、80歳以上で高い傾向があります。「会えばあいさつをかわす程度」は年齢が下がるほど高い傾向にあり、年代に合わせ、近所づきあいをはじめるきっかけづくりを検討していくことの重要性がうかがえます。

			構成比(%)				%)		
		調査数(件)	談する程度困り事や悩み事を相	会話する程度 談はしないが、親しく 困り事や悩み事の相	程度という話をする	わす程度	ないのきあいがほとんど	その他	無回答
全	: 体	2089	4.6	16.8	22.9	43.2	9.2	0.9	2.4
	10代	70	_	7.1	8.6	71.4	12.9	-	-
	20代	125	1.6	1.6	7.2	64.8	24.0	-	0.8
	30代	217	3.7	10.1	18.4	53.0	13.8	-	0.9
無	40代	340	7.6	9.7	22.1	50.0	7.6	-	2.9
年代別	50代	353	4. 2	13.6	23.8	46.5	9.3	0.6	2.0
הנו	60代	350	3.7	17.1	29.7	39.7	7.1	0.9	1.7
	70代	396	4.3	29.3	27.3	29.5	5.6	1.8	2.3
	80歳以上	222	7. 2	27.9	21.2	27.5	7.7	2.7	5.9

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

③それぞれの人にとって、自分らしく暮らせるような環境【地域福祉に関するアンケート調査(2019年)】

子ども・高齢者・障がいのある人・認知症の方が、周囲や地域の理解と協力の下で自分らしく暮らせる環境かどうかの評価で、《そう思う》は"①子ども"と"②高齢者"で5割以上となっています。一方「わからない」との回答は"④認知症の方"で4割超、"③障がいのある人"で3割半ばと高くなっており、地域福祉の意識啓発、障がいや認知症に関する正しい理解の啓発を進めることの重要性がうかがえます。 《そう思う》



④団体等の課題【団体等ヒアリング調査(2020年)】

≪地域団体・組織との連携について≫

- 積極的に連携をとるようこころがけている団体や組織もあるが、同じ目的をもつ団体や組織との連携 に留まっている。
- 他団体と連携したほうがよいと感じながらも連携がとれていない。
- ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や地域包括支援センター(いきいきサポートセンター)などの専門職と連携するようになり、負担が軽減した。
- ✓ 分野や地区の垣根を越えて、団体や組織が連携できる仕組みづくりを支援することが重要
- ▼ 専門職と関連団体とが連携する仕組みづくりのさらなる強化が必要

≪活動する人材の発掘・確保・育成について≫

- 自治会への加入率は、ひとり暮らし世帯やマンションに住んでいる世帯で低い傾向がある。
- •「ボランティア=無償」という考え方が若い世代に通用しなくなっている。ボランティア活動や自治会への参加希望者が地域とのつながりがなく、参加するきっかけをつかめていない。
- 団体のスタッフは、現在所属しているスタッフのスキル向上を進めていく必要がある。
- ✓ 自治会への加入促進を図る新たなアプローチの検討が必要
- ✓ 地域活動に関わる人材の発掘・確保に向けた新たな仕組みづくりやきっかけづくりが求められる
- ✓ 団体に現在所属しているスタッフのスキル向上を進めていくことが重要

≪障がいのある人への支援、子ども・子育て等について≫

- ・地域の中で障がいに対する理解が進んでおらず、普及・啓発活動に困難を感じている。
- 子どもや子育てについては、子育て中の親の地域デビューが将来的に地域活動に参加することにつながることもある。
- 地域とつながりがない家庭へのアプローチが課題。
- ✓ 障がい児者が地域で孤立しないよう、団体や事業者など地域が連携し、支援を進めるとともに、地域に対して障がいへの理解を深める取組が必要
- ✓ 子育て中の親が地域デビューするきっかけづくりを検討・推進することが必要

3 計画でめざすべき姿(地域福祉推進ビジョン)

(1)めざすべき将来像

本市では、これまで「自助」、「互助」、「共助」、「公助」をふまえ、計画を進めてきました。2021 年度 (令和3年度)からの「藤沢市地域福祉計画2026」においてもこの視点を基本とし、めざすべき将来像 に、「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げます。

≪藤沢市地域福祉推進ビジョン ~めざすべき将来像~≫

一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ























(2)基本目標

基本目標1

地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域や人に関心を持ち、地域で共に生き、地域福祉に関する活動に 主体的に参加できる人材づくりを進めます。

基本目標 2

お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

身近な地域における多世代交流の機会を増やし、地域で活動する福祉団体等への支援を進めるとともに、地域課題の早期発見・早期対応、災害時に備えるといった観点から、お互いが見守り、支えあい、つながるような地域づくりを進めます。

基本目標3

誰もが安心して暮らせるしくみづくり

本人が希望する生活を送ることができるよう、様々な困り事を受け止め、必要な支援につながる 仕組みづくりを進めます。

(3)地域福祉を推進するための考え方

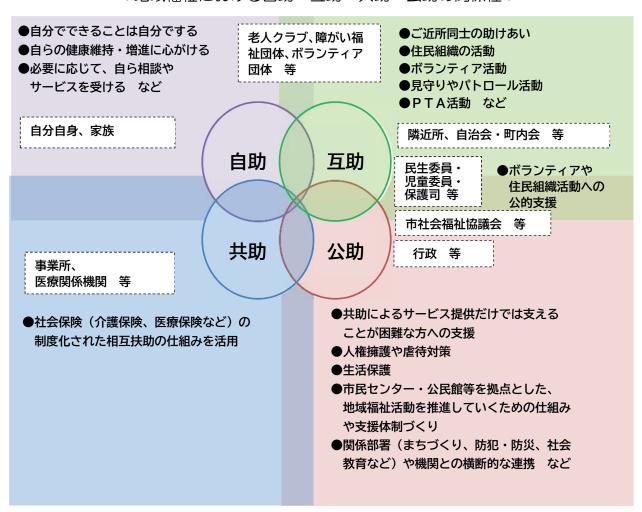
「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉 関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

「支えあいの地域づくり」に向けて、地域生活課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに重なりあいながら、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除等から守り、社会・地域の一員として包み支える「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)」の考え方を踏まえ、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。

行政は、公助で担うべきサービスを提供しつつ、自助、互助、共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進していきます。

また、新しい生活様式の実践などの社会情勢の変化も捉え、それぞれが取組を進めていく必要があります。

≪地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性≫



(4)地域福祉を担う各主体の役割

めざすべき将来像「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」の達成に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。

1 市民の役割

個人の尊厳が尊重され、多様性を認めあうことができる地域社会をつくり出していくためには、住民参加による地域づくりを推進していくことが重要です。また、これからは、個人の生活課題と向きあう中で、地域の課題を主体的に捉える意識も求められています。

まずは地域に目を向け、次に各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの参加により、地域における困りごとを他人事ではなく主体的に捉え、行政などと協働し、見守りや簡単なお 手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域の一員として活動することが期待されます。

2 市民団体・地域団体の役割

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障がい福祉団体などの市民団体及び自治会・町内会、 地区社会福祉協議会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に住民に身近な団体としての特長を活かして活動する中で 地域の課題を把握し、団体間の連携・協力、さらには市社会福祉協議会や市(行政)との協働により、 地域の課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

3 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、高齢者、障がいのある人、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、援助や 支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動す ることが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活に おける相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

4 事業者の役割

事業者は、地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保、情報提供だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、 行事参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術 を地域に提供していくことが期待されます。

さらに、企業、NPO、大学など、地域の多様な主体と協働・連携して、複雑化・複合化する地域生活 課題の解決を図り、地域共生社会の一翼を担っていくことが期待されます。

市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、地区社会福祉協議会等への支援等を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

さらに、市(行政)と協働して、市社会福祉協議会で策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画と の整合を図りつつ、共に地域福祉を進めることが期待されます。

6 市の役割

5

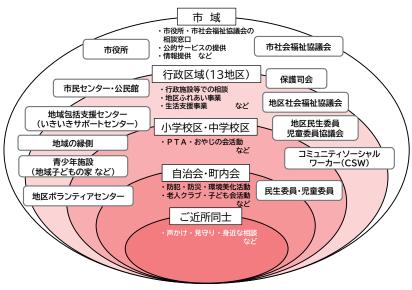
市は、市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、本庁と13地区の拠点である市民センター・公民館が連携して、地域住民が自ら暮らす地域の課題を主体的に捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を受けとめる場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を整備していきます。

包括的な支援体制の構築に向け、「本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる、断らない相談支援」、「本人・世帯の状態に合わせ、地域の資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する、参加支援」、「地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する、地域づくりに向けた支援」を進めていくことが重要になります。

(5)圏域のとらえ方

本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく 5 つの圏域を設定します。圏域ごとの機能 や特性を把握し、それぞれの特性が活かせる仕組みや活動の展開を考えていく必要があります。



めざすべき 将来像

基本目標

施策の方向性

- 1 地域に関心を持ち、 行動できる人材 づくり
- (1)誰一人取り残さない 地域づくりに向けた周知・啓発
- (2)地域福祉活動の普及・啓発
- (3)地域福祉の担い手の育成・ 参加促進

- 2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり
- (1)地域における交流の促進
- (2)課題を早期発見・早期対応できる地域づくり
- (3)福祉団体等の活動支援
- (4)災害時に備えた地域づくりの推進

- 3 誰もが安心して 暮らせるしくみ づくり
- (1)地域福祉の基盤づくりと ネットワークの強化
- (2)包括的な相談·支援体制の 強化
- (3)権利擁護のための支援の 充実
- (4)更生支援に向けた地域 づくり

施策の展開

①介護や子育て、障がい等に対する理解の推進
②地域福祉を学び、体験する機会の提供
①分かりやすい情報の提供
②気軽に参加できるきっかけづくりの提供
①地域福祉を支える人材の育成・活動支援の充実
②二一人で対象にマッテした治動の促進文法
①顔の見える関係づくりの推進
②誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援
①地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化
①福祉団体の活動場所の整備・活動支援
①地域における自主防災活動の活性化支援】
②避難行動要支援者支援体制の強化 ③災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備
①民生委員・児童委員の活動環境の整備
②福祉人材の確保・育成への支援
①地域における福祉相談窓口の充実
②相談支援ネットワークの整備 ③生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進
①権利擁護のための意思決定の支援
②成年後見制度の利用促進
①地域住民等の関心と理解の醸成
②関係機関・団体の支援、連携の推進

4 施策の方向性及び施策の展開

基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

≪行政や福祉サービスなどの情報入手方法(上位5項目)≫【地域福祉に関するアンケート調査(2019年)】

行政や福祉サービスなどの情報入手方法は、年代別でみると、「県や市の広報紙」は 30 代以上で高く、「インターネット(ホームページ・SNS・メールマガジンなど)」は 10 代、30 代、40 代で高くなっています。一方、「特に入手していない」は 10 代、20 代で高くなっています。

年齢によって情報の主となる入手方法が違うことから、多様な情報媒体を使っての情報提供や、 主となる読者層のターゲットに合わせた掲載内容の工夫など、様々な検証と対応が必要です。

		構成比(%)					
		調査数(件)	県や市の広報紙	ールマガジンなど) インターネット (ホー	ラジオ新聞・雑誌・テレビ・	知人家族・親族や友人・	フリーペーパータウン誌・
全体		2089	64.9	33.6	28.9	21.8	20.4
	10代	70	20.0	48.6	20.0	20.0	8.6
	20代	125	24.8	40.8	16.8	22.4	10.4
	30代	217	50.7	56.2	12.4	27.6	20.7
集	40代	340	65.6	53.5	13.5	22.1	22.1
年代別	50代	353	74.8	43.3	27.2	19.8	25.8
	60代	350	74.3	28.0	31.4	16.3	19.4
	70代	396	75.8	11.6	45.2	23.7	24. 2
	80歳以上	222	65.3	5.4	48.2	24.8	14.0

≪ボランティア活動への参加意向≫【地域福祉に関するアンケート調査(2019年)】

ボランティア活動への参加意向について、《参加意向》層は 10 代、40 代、50 代で高く、「参加したことはないが、今後参加してみたい」という潜在的意向層も 10 代及び 40 代から 60 代で高くなっています。未参加者の参加する上で支障となることや問題点は、「参加する時間的余裕がない」、「どのような活動が行われているか知らない」、「参加方法が分からない」などが高くなっています。

参加意向者を活動につなげるような仲介役の存在、参加目的別によるボランティア募集、様々なボランティア活動の周知や参加方法の周知が求められます。

(1)誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発

市民一人ひとりが支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成 することは、地域共生社会の実現にとって必要不可欠です。

誰一人取り残さないように、お互いの生き方・考え方を認め合う、多様性を認め合えるまちづくりを進めていきます。

[施策の展開]

- ①介護や子育て、障がい等に対する理解の推進
- ②地域福祉を学び、体験する機会の提供

(2)地域福祉活動の普及・啓発

地域福祉活動の普及・啓発を図るためには、誰もが情報を簡単に入手することができ、気軽に参加できるきっかけづくりが重要です。市民一人ひとりの状況に応じた情報提供や機会の創出により、誰もが地域へ目を向け、地域づくり への関心が高まるように、普及・啓発活動に取り組みます。

「施策の展開」

- ①分かりやすい情報の提供
- ②気軽に参加できるきっかけづくりの提供

(3)地域福祉の担い手の育成・参加促進

地域生活課題を地域で考え、解決していく ためには、地域住民が自分の暮らす地域の担い手として主体的に関わることが重要になります。地域における困りごとは年々多様化しており、支援を必要とする方は増加しています。そのため、住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、ボランティアに関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組み、地域福祉の担い手の育成を進めます。

[施策の展開]

- ①地域福祉を支える人材の育成・活動支援の充実
- ②ニーズや対象にマッチした活動の促進支援

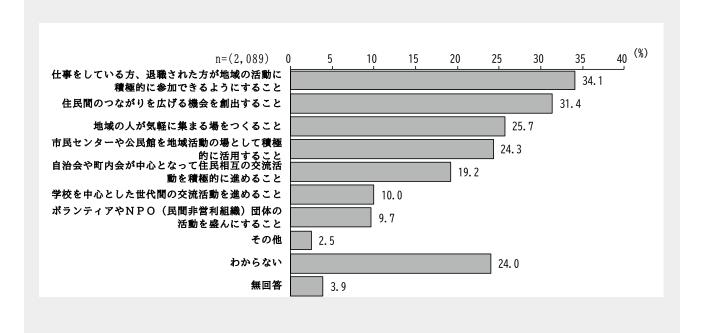
基本目標2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

≪住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきこと≫

【地域福祉に関するアンケート調査(2019年)】

住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきことは、「仕事をしている方、退職された方が地域の活動に積極的に参加できるようにすること」、「住民間のつながりを広げる機会を創出すること」が上位を占めています。また、地域づくりに必要なことは、「住民相互の日頃のつながり」が5割を超えています。

これらの結果から、住民間のつながりがキーワードとなっており、つながりを広げる機会の創出、 日頃からの地域における交流が求められます 。



(1)地域における交流の促進

地域の近所づきあいや助けあいが希薄化する中、多世代で交流できる場は、豊かな 人間関係を築くことができる貴重な機会を提供します。子育て世代の親、高齢者、障 がいのある人など、様々な人が気軽に立ち寄れるような場づくりを住民主体で築いて いけるよう、支援していきます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、「新しい生活様式」に対応していくことが求められます。交流の場についても、手洗い・手指消毒、こまめな換気、身体的距離の確保、3 密の回避などに注意して、関係者一人ひとりが基本的な感染対策を実践していけるよう、情報提供など各種支援を進めていきます。

[施策の展開]

- ①顔の見える関係づくりの推進
- ②誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援

(2)課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

子どもの貧困や、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、自殺や孤立死など、 地域で起こりうる様々な問題や、制度の狭間にある人が抱えている潜在的な問題については、地域のつながりの希薄化等により、課題が見えにくくなっています。専門職、 地域団体、民間事業者など、様々な主体による相互の連携を促し、課題の発生予防や 課題の早期発見・早期対応につなげるよう取り組みます。

[施策の展開]

①地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化

(3)福祉団体等の活動支援

地域の課題が多様化・複雑化する中、地域で福祉分野の活動をする団体は、住民に 身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を行っています。 今後も、団体活動が継続、さらに発展できるよう、場の提供や運営支援等を通じて活 動を支援していきます。また、各団体の活動が地域の住民ニーズに幅広く対応できる ように、様々な活動主体の連携を支援していきます。

[施策の展開]

- ①福祉団体の活動場所の整備・活動支援
- ②地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援
- ③様々な活動主体への連携・支援

(4)災害時に備えた地域づくりの推進

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助けあいが重要です。災害時・緊急時に住民同士が支えあえるよう、引き続き、地域における防災意識を高める取組や避難訓練を進めるとともに、各地域における避難支援体制を強化します。

[施策の展開]

- ①地域における自主防災活動の活性化支援
- ②避難行動要支援者支援体制の強化
- ③災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備

基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

≪日々の生活で困っていること、悩み≫【地域福祉に関するアンケート調査(2019年)】

日々の生活で困っていること・悩みを年代別でみると、「健康のこと」は 50 歳以上で高くなっています。また、「子育てのこと」は 30 代、40 代で高く、<u>年代によって、困りごとや悩みは異なって</u>いることがわかります。

これらの結果から、地域で困りごとや悩みを抱えている人が気軽に地域の相談窓口につながるためのネットワークづくりや、関連機関との連携・協力体制づくりが求められます。

(1)地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化

近所づきあいの希薄化など、人と人がつながりにくい状況がみられ、人と人とがつながるための基盤づくりやネットワークづくりが必要となっています。地域生活課題を地域で考え、解決していくための仕組みづくりを推進します。

[施策の展開]

- ①民生委員・児童委員の活動環境の整備
- ②福祉人材の確保・育成への支援
- ③多様な職種や機関との連携・協力による包括的な取組の推進

(2)包括的な相談・支援体制の強化

地域には、相談窓口が多数あることから、各相談窓口は、受けた相談内容に応じて他の窓口や関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。

相談者の困りごとに対して適切に対応するために、各相談機関や関係機関が相互に連携し、包括的に相談支援を行う体制の整備をより一層進めます。

さらに、長期にわたりひきこもりの状態にある人やダブルケア、ヤングケアラーなど、顕在化しにくい課題を抱えている人を早期に見つけ、必要な支援につなげる仕組みづくりや地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等を推進します。

「施策の展開]

- ①地域における福祉相談窓口の充実
- ②相談支援ネットワークの整備
- ③生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進
- ④一体的な支援体制の推進

(3)権利擁護のための支援の充実

認知症や障がいなどの理由で、日常生活における意思決定や、判断を行うことに困難を抱える人に対しては、本人の意思決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、権利侵害を予防する取組が必要です。

意思決定を尊重し、その決定を支援する体制が整備されるために、地域の支援者等への普及啓発を進めるとともに、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用できるよう、本人や家族への制度の周知など利用促進を進めます。

[施策の展開]

- ①権利擁護のための意思決定の支援
- ②成年後見制度の利用促進

(4)更生支援に向けた地域づくり

2016年(平成28年)に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、 犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。

国や神奈川県、更生保護にかかわる関係者等と連携・協力しながら、地域社会で孤立することなく生活することができるように、必要な支援が受けられる体制づくりが大切です。そのため、保護司会をはじめとする団体への支援、関係機関や地域住民への広報・啓発活動の推進等、再犯防止のための取組を進めていきます。

また生活のしづらさを抱える本人やその家族の課題や悩みを早期に発見できるように、アウトリーチによる継続的な支援をはじめ、地域を基盤とした相談支援体制の充実、保護司会や多様な関係機関と連携し、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、必要な支援が受けられるような環境づくりを進めていきます。

「施策の展開]

- ①地域住民等の関心と理解の醸成
- ②関係機関・団体の支援、連携の推進
- ③罪を犯した人の自立支援

5 計画の進行管理方法

(1)計画の進行管理

本計画においては、PDCAサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ 効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

Plan	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、
(計画)	目標達成のための計画を策定します。
Do	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していき
(実行)	ます。
Check	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標に
(評価)	どの程度近づき、進んでいるのか評価します。
Action	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的
(改善)	に進めるための見直し及び改善を行います。



― 地域で活動する様々な団体(一部) ―

1地区ボランティアセンター

高齢者や障がい者のある人等に対し、日常生活支援や 交流事業を行う住民主体のボランティア団体です。



(長後地区ボランティアセンター「なごみ」)

②地域の縁側

住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、誰も が気軽に立ち寄れて、時には相談ができる居場所です。



(地域交流サロン「ゆい」)

③コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

既存の制度では解決しにくい困りごとを抱えている方に寄り添い、共に考え、解決に向けて関係機関や団体、行政と連携しながら、地域住民や団体等の支えあいの支援を行う専門職です。



(CSW の相談風景)

藤沢市地域福祉計画 2026 概要版

発行 2021年(令和3年)3月

藤沢市 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室 ※2021 年(令和3年)4月から、部署名が地域共生社会推進室となります。

> 〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1 TEL 0466-25-1111 FAX 0466-50-8412

藤沢市公式ホームページ 「ようこそ地域福祉計画のホームページへ」

